

平成二十五年十一月十五日受領  
答 弁 第 五 七 号

内閣衆質一八五第五七号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する  
安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

四から七まで及び九について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三四号）一から四までについてでお答えしたとおりである。

八について

外務省としては、一連の外交文書の欠落問題について、外交文書の欠落問題に関する調査委員会を設置し、外部委員と共に、関係者から聞き取り調査を行うなど、真相解明のために最大限の努力を行い、平成二十二年六月四日に報告書を公表した。同省としては、引き続き文書管理体制の強化・改善を進め、国民の信頼回復に努めてまいりたい。